

北茨城市奨学資金 支給申請ガイド

令和5年7月

北茨城市教育委員会

北茨城市では、地域社会に貢献できる有用な人材を育成することを目的に、「瓦葺利夫人材育成基金」を財源として、経済的理由により大学への進学が困難な方に対し、奨学資金の支給を行います。

申請資格

◇ 次のすべてに該当する方。

- (1) 学力及び資質ともに優れ、学習意欲が高く進学する目的が明確な方。
- (2) 申請日後1年以内に高等学校等の卒業を予定している方。
- (3) 申請日後1年以内に大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学）への進学を予定している方。（短期大学・専門学校・高等専門学校は該当しません。）
- (4) 本人の属する世帯が北茨城市内に3年以上の住民登録を有する方。
- (5) 本人の属する世帯が生活保護又は非課税世帯である、またはその他経済的理由により修学が困難な世帯である方。
- (6) 本人の属する世帯に市税等の滞納がない方。
- (7) 同種の奨学金の給付（返還免除規定のある貸与を含む。）を受ける予定のない方。

支給額

◇ 入学決定後に入学支度金として10万円を支給します。その後、四半期（3ヶ月）ごとに、奨学金15万円（年額60万円）を支給します。

入学支度金（1回／人）	奨学金（年額）
100,000円	600,000円

奨学資金の支給期間

◇ 奨学資金の支給期間は、1年間とします。ただし、資格事項の変更等により奨学資金の支給を休止又は取消す場合があります。（2年目以降も継続して支給を受けたい場合は、在学状況を毎年報告し、認定審査を受ける必要があります。）

※ この奨学資金支給制度は、給付型のため返還を要するものではありませんが、次の**支給の取消し事項**に該当した場合には、奨学資金の一部又は全部を返還する義務が生じる場合があります。

支給の取消し事項

- (1) 学習成績が著しく不良と認められるとき
- (2) 学生たるにふさわしくない行為があったとき（停学・退学等の処分）

- (3) 初回申請時に本人の属していた世帯が北茨城市から転出したとき
- (4) 上記申請資格の(7)を失ったとき など

支給の休止事項

- (1) 大学を休学したとき
- (2) 上記申請資格の(5)、(6)を失ったとき など

申請に必要な書類等

- ◇ 申請様式等は、市ホームページからダウンロードしていただくか、若しくは教育委員会教育総務課（市役所4階）までお越してください。（原則、郵送はしません。）
- ※ 様式第1号下部にある適用事項の閲覧等に承諾することにより、下記の(4)、(5)、(6)の書類の提出を省略することができます。

奨学資金支給申請書（様式第1号）の下部承諾欄に自署押印

奨学資金報告書類確認承諾欄

奨学資金の支給期間中に行う報告に際して添えなければならない書類のうち、私の世帯の課税台帳又は生活保護世帯台帳、住民基本台帳、その他必要とする書類を北茨城市教育委員会が閲覧等により確認することを承諾します。

年 月 日

申請者（自署）生計維持者の属する世帯の世帯主（自署）

 印  印

- (1) 奨学資金支給申請書（様式第1号）
- (2) 奨学資金支給申請理由書（様式第2号）
- (3) 奨学資金支給推薦調書（様式第3号）

※ 奨学資金支給推薦調書は、在学学校の担任の先生へ記入をお願いしてください。また、学校では記入した推薦調書を封筒に入れ返却してきますので、開封せずに教育委員会へ提出してください。（開封されたものは無効となります。）

- (4) 住民票謄本（省略が可能な書類）
- (5) 生活保護受給証明書又は課税証明書（省略が可能な書類）
- (6) 市税完納証明書（省略が可能な書類）
- (7) その他教育委員会が求める書類

申請方法

- ◇ 「奨学資金支給申請書（様式第1号）」に必要な書類を添え、次の方法により申請をしてください。

- (1) 教育委員会が指定した申請期限までに、本人又は保護者が申請書に必要書類を添えて教育委員会教育総務課（市役所4階）へ提出してください。（原則、郵送による提出は認めません。）
- (2) 受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。
（土曜・日曜・祝日は、申請の受付を行いません。）

審査選考

- ◇ 教育委員会において申請者が次に挙げる資格要件の（1）及び（3）若しくは（2）及び（3）を満たしているかを確認し、その後、奨学生審査委員会において学習成績・資質等を審査選考のうえ、面接を行い、奨学資金支給者の認定を行います。

【学力・資質の審査】

（1）学習成績について

学校からの「奨学資金支給推薦調書（様式第3号）」により成績評価（**高校2学年次の学年末における評定平均が4.0以上**）を確認し、大学等の課程を履修する能力を有しているか。また、「奨学資金支給申請理由書（様式第2号）」により大学への進学目的が明確であるか審査します。

（2）文化・芸術・スポーツ等における成果・成績等について

学校からの「奨学資金支給推薦調書（様式第3号）」によりそれぞれの活動分野において収めた成果・成績について審査します。また、「奨学資金支給申請理由書（様式第2号）」により大学への進学目的が明確であるか審査します。

（3）生活態度について

学校からの「奨学資金支給推薦調書（様式第3号）」により、欠席、遅刻、早退の状況など、学校における総合評価を確認し、北茨城市の奨学生たる資質能力について審査します。

奨学資金支給認定人数

- ◇ 若干名

審査結果の通知

- ◇ 奨学生審査委員会における選考結果は、「奨学資金支給認定（不認定）通知書（様式第4号）」により、速やかに申請者に通知します。

《 奨学資金支給認定後の手続き 》

大学への入学が決定した場合

◇ 教育委員会から奨学資金支給の認定（「奨学資金支給認定通知書（様式第4号）」による通知）後、大学への入学が決定した場合、次の手続きが必要となります。

- ① 大学への進学を証する書類の写しを提出
- ② 奨学生名義の奨学資金振込口座を開設

※ 既に奨学生名義の口座を有する場合は、新たに開設する必要はありません。

- ③ 奨学生名義の通帳の写しを提出（表紙…金融機関・支店名、口座名義人・番号の確認）
- ④ 入学支度金の請求書を提出
- ⑤ 奨学金の請求書を提出
- ⑥ 大学への進学確認後、入学支度金が奨学生の口座へ振込みとなります。
- ⑦ 4月に第1四半期分の奨学金が奨学生の口座へ振込みとなります。

《奨学金の支給時期等》

支給区分	支給対象月	支給時期
令和〇〇年度 第1四半期分奨学金	4・5・6月分の奨学金	4月
令和〇〇年度 第2四半期分奨学金	7・8・9月分の奨学金	7月
令和〇〇年度 第3四半期分奨学金	10・11・12月分の奨学金	10月
令和〇〇年度 第4四半期分奨学金	翌年の1・2・3月分の奨学金	翌年の1月

※ 必要書類が確認できないと未支給となるので、書類等は速やかに提出すること。

※ 2年目以降は認定後の支給になります。

奨学生の届出義務

◇ 北茨城市奨学資金支給要綱第13条の規定に基づき、次の資格事項等に変更が生じた場合は、奨学生資格事項等変更届（様式第7号）により、速やかに教育委員会へ届出する必要があります。

- (1) 奨学資金の支給を辞退するとき
- (2) 大学を休学・復学・転学・退学するとき

※ 奨学生が休学、復学、転学する場合は、それらを証する書類が必要となります。

- (3) 奨学生又は世帯主の住所・連絡先等の奨学資金支給申請内容に変更が生じたとき
- (4) 給付型又は返還免除規定のある貸与型の奨学資金を受けようとするとき

奨学生の報告義務

- ◇ 奨学金の支給を受けるためには、翌年の4月末日までに下記の書類を教育委員会へ提出することにより在学状況を報告し、継続して支給を受けるための認定審査を受ける必要があります。

※ 申請時に様式第1号下部にある適用事項の閲覧等に承諾することにより、次の(3)、(4)、(5)の書類を省略することができます。

- (1) 大学の在学証明書
- (2) 前年度の成績証明書
- (3) 住民票謄本（省略が可能な書類）
- (4) 生活保護受給証明書又は課税証明書（省略が可能な書類）
- (5) 市税完納証明書（省略が可能な書類）
- (6) その他教育委員会が求める書類

大学への入学が未定となった場合

- ◇ 教育委員会から奨学資金支給の認定（「奨学資金支給認定通知書（様式第4号）」による通知）後、大学への進学が未定となった場合、次の手続きが必要となります。
- ① 教育委員会へ奨学生資格事項等変更届（様式第7号）により、奨学資金の支給を辞退する必要があります。
 - ② 教育委員会から「奨学資金支給取消通知書（様式第9号）」により、奨学資金支給の取消しが通知されます。

※ この申請に係る提出された申請書類等は、一切返却しませんので予めご了承ください。

《お問合せ先》

北茨城市教育委員会
教育総務課 総務学務係（市役所4階）
TEL:0293-43-1111（内線 451・452）

(様式第3号) 奨学金支給推薦調書

様式第3号 (第10条関係)

奨学資金支給推薦調書

(宛先) 北茨城市教育委員会

次の者を北茨城市奨学資金の

【推薦調書】

・この推薦調書は、在学する学校へ記入をお願いしてください。また、学校は記入した推薦調書を封筒に入れ返却してきますので、開封せずに教育委員会へ提出してください。

(開封されたものは無効となります。)

(調書は2ページ目までであるのでご注意ください。)

在学 学校名等	学		電話番号 ()	
	ふりがな 氏名		生年月日 年 月 日	性別 男・女
対象生徒	評価平均値 (5段階評価) [.]		評価方法	5段階評価の平均値 全教科評定合計÷全教科 ※小数点以下第2位を四捨五入
文化・芸術・スポーツ 等における成果・成績 等				
人物評価	評価平均値 (5段階評価) [.]		評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特に優れている ⇒ A ・優れている ⇒ B ・普通 ⇒ C ・やや劣る ⇒ D ・劣る ⇒ E
出席状況	1. 出席すべき日数 _____ 日	2. 出席日数 _____ 日	1. 遅刻した回数 _____ 回	2. 早退した回数 _____ 回

(様式第7号) 奨学生資格事項等変更届

※ (記載例)

本人が属する世帯の非課税措置が解除された場合

様式第7号 (第13条関係)

奨学生資格事項等変更届

令和**年**月**日

(宛先) 北茨城市教育委員会

奨学生 住所 北茨城市〇〇町〇〇**番地

氏名 茨城一郎

次の事項に変更等がありましたので、北茨城市奨学資金支給要綱第13条の規定により届け出ます。

認定番号	(教育委員会が奨学生認定の際に付番します。)	
奨学生	住所	北茨城市〇〇町〇〇**番地
	氏名	茨城一郎
変更等事項	新	課税該当世帯
	旧	非課税世帯
変更等年月日	令和**年**月**日	
変更等の事由 (具体的に)	昨年度の世帯収入の増に伴い、非課税措置の適用が解除されたため。	

【変更等年月日】

- ・奨学資金支給の休止又は取消しに関わりますので、正確に記入してください。

【注意事項】

- ・当初の申請書の内容に変更が生じた場合は、必ず変更届出を提出してください。特に、奨学金の休止又は取消措置に関連する事項の変更については、遅延することにより返還の義務が発生する場合がありますので速やかに提出してください。

※ 変更があった場合には、
事前に教育委員会へご連絡ください。